

## 安城市自転車安全整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車活用の推進として、自転車利用の安全を確保するため、公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車の点検及び整備並びにTSマーク付帯保険の加入（以下「自転車安全整備」という。）に対して、予算の範囲内で交付する安城市自転車安全整備補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、所有する自転車の自転車安全整備を行う者であって、本市に住所を有し、市税の滞納がないものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安城市「まちの自転車屋さん」認定要領（平成20年6月1日施行）に基づき、まちの自転車屋さんに認定された店舗（公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備店に限る。）において実施される自転車安全整備のうち、点検及び基本整備の費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、500円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車安全整備後、速やかに自転車安全整備補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) TSマーク付帯保険加入書（控）又はTSマーク付帯保険に加入したことが分かる書類の写し

(2) 補助対象経費を支出したことが分かる領収書等の写し

2 未成年者が所有する自転車の補助金の交付申請及び実績報告は、原則として当該未成年者の保護者又はこれに準ずる者が行うものとする。

(書類提出の代行)

第6条 申請者は、前条第1項に規定する市長に提出すべき書類の提出の代行を自転車安全整備を行った店舗に依頼することができる。ただし、当該自転車安全整備を行った店舗が承諾したときに限る。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。